



平成24年 5月22日

各 位

|       |   |
|-------|---|
| 上場会社名 | エムスリー株式会社<br>(コード番号：2413 東証一部)<br>( <a href="http://corporate.m3.com">http://corporate.m3.com</a> ) |
| 本社所在地 | 東京都港区赤坂一丁目11番44号<br>赤坂インターシティ   |
| 代表者   | 代表取締役 谷村 格  |
| 問合せ先  | 取締役 辻 高宏  |
| 電話番号  | 03-6229-8900 (代表)   |

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成24年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

より長期的な視点で経営に関与することにより経営の安定性と企業価値の更なる向上を図るため、取締役の任期を1年から2年に変更するものであります。また、取締役の任期の変更に伴い、剰余金の配当等に関する規定の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

本定款変更は、平成24年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議予定です。

効力発生予定日：平成24年6月25日

以 上

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)<br/> 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;<br/> 第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等)<br/> 第39条 当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)<br/> 第40条 配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)<br/> 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;<br/> 第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等)<br/> 第39条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)<br/> 第40条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p> |